

福井県報

第 339 号
令和 7 年
3 月 4 日 (火)
火 曜 日 発 行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

告 示

- 有害な図書等の指定 (79・県民安全課) 1
- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定 (80・地域福祉課) 1
- 生活保護法の規定による指定医療機関の変更および廃止 (81・同) 1
- 生活保護法の規定による指定医療機関の辞退 (82・同) 2
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (83、84・森づくり課) 2
- 土地改良区の定款変更の認可 (85・福井農林総合事務所) 3
- 道路の区域の変更 (86・道路保全課) 3
- ※急傾斜地崩壊危険区域の指定 (87、88・砂防防災課) 4

公 告

- 公共測量の終了 (土木管理課) 4

告 示

福井県告示79号

福井県青少年愛護条例 (昭和39年福井県条例第15号) 第11条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な図書等として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月4日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和7年2月13日

雑誌等

指定番号	図書等名	雑誌番号等	製作所、発行所等名
1-1	実話BUNKAタブー 1月号2025	雑誌05375-01	株式会社コアマガジン
1-2	実話BUNKA超タブー 1月号2025	雑誌05159-01	株式会社コアマガジン

福井県告示第80号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

福井県知事 杉本 達治

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R6.12.25	いんべ歯科	越前市府中1丁目4番24号

福井県告示第81号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2の規定により指定医療機関から変更および廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

福井県知事 杉本 達治

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R7.7.1	開設者変更 管理者変更	山川医院	大野市伏石12-46
R6.12.5	管理者変更	エンゼル調剤薬局武生西店	越前市上太田町49-5-8
R7.1.23	管理者変更	なのはな薬局	越前市塚町12字1-1
R6.12.24	管理者変更	ホームセンターみつわ薬局武生店	越前市畑町5-18
R6.12.12	管理者変更	クスリのアオキ上太田薬局	越前市上太田町第50号3番地1
R6.12.4	管理者変更	クスリのアオキ大野薬局	大野市月美町1002番地
R6.12.12	管理者変更	クスリのアオキ小黒薬局	鯖江市小黒町1丁目6番15号
R6.12.4	管理者変更	クスリのアオキ舟津薬局	鯖江市舟津町4丁目13-17
R6.12.4	管理者変更	クスリのアオキ春江薬局	坂井市春江町江留下高道132番地
R7.1.16	管理者変更	V・drug 福井空港前薬局	坂井市春江町藤鷲塚40-24
R7.1.14	管理者変更	クスリのアオキ高浜薬局	大飯郡高浜町宮崎87北潮入6番地7
R6.12.26	管理者変更	ほほえみ薬局	若狭町北前川51号19番地2
R6.12.2	名称変更	南山堂 いそべ薬局	坂井市丸岡町南横地4-47-1
R7.1.9	廃止	いんべ歯科	越前市府中1-4-24
R6.12.5	廃止	歯科医院シラサキ	勝山市旭町1-6-65
R7.1.15	廃止	ウエルシア薬局敦賀金山店	敦賀市金山57号19番地の1

福井県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条および第55条の規定により指定医療機関および指定施術機関から辞退の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

福井県知事 杉本 達治

辞退日	医療機関名称	医療機関住所
R6.12.31	河和田整骨院	鯖江市別司町21-17
R6.11.30	山本健生接骨院	小浜市千草1丁目4-22-3

福井県告示第83号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市木本158字崩谷1の1、163字向原1、2の1、3の3から3の7まで、3の9から3の17まで、164字出蔵林2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第84号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あわら市清滝57字北一ノ谷1・58字北二ノ谷1の1・59字北三ノ谷1の1から1の4まで（以上6筆について、次の図に示す部分に限る。）、1の6、60字口ノ谷1から3まで（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）、61字水坪1、62字荒谷1（次の図に示す部分に限る。）、63字金神坊1、2、64字奥ノ谷1の1（次の図に示す部分に限る。）、1の2、65字神戸谷1（次の図に示す部分に限る。）、66字南一ノ谷1の1、67字南二ノ谷1の1から1の3まで・68字南三ノ谷1の1から1の3まで・69字北郷坂1の1（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）、1の2、1の3、70字劔岳1、2、71字長房谷1の1（次の図に示す部分に限る。）、1の4、1の5、72字長尾1の1、73字北又1の1、74字間元1の1、75字松木谷1の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

61字水坪1、69字北郷坂1の3、70字劔岳1、2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁およびあわら市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第85号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月4日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
麻生津土地改良区	令和7年2月20日

福井県告示第86号

主要地方道川西丸岡線の下記区間において、道路復旧工事に伴う迂回路設置に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、令和7年3月4日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
		新	坂井市丸岡町川上21字三ノ瀬35番1から坂井市丸岡町川上21字三ノ瀬58番4まで	4.5 ~ 11.2	311.0

主要地方道	丸岡川西線	新	坂井市丸岡町川上21字三ノ瀬17番2から坂井市丸岡町川上21字三ノ瀬58番4まで	6.5 ~ 8.6	315.0
		旧	坂井市丸岡町川上21字三ノ瀬17番2から坂井市丸岡町川上21字三ノ瀬58番4まで	6.5 ~ 8.6	

福井県告示第87号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和47年福井県告示第802号）の一部を次のように変更する。

令和7年3月4日

福井県知事 杉本 達治

狭間地区急傾斜地崩壊危険区域

市 町	字	地 番
おおい町	大島	
	88字狭間	40の一部、41-1の一部、42の一部、43、44の一部、48の一部
	91字大城	40-3の一部、41-2の一部、42-1の一部、42-2の一部、43の一部、44、45の一部、47の一部、48の一部、54-1の一部、54-2の一部、55の一部
	92字真田	7番の一部

福井県告示第88号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成8年福井県告示第250号）の一部を次のように変更する。

令和7年3月4日

福井県知事 杉本 達治

堂ヶ谷地区急傾斜地崩壊危険区域

市 町	字	地 番
敦賀市	金山	
	65号山越畑	105の一部、156の一部
	66号筋生野越	1-1の一部、1-2、1-5の一部、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、3-1の一部、3-2の一部、3-3の一部、5-1の一部、5-2の一部、5-3の一部、7-2の一部

98号山越谷	1-1の一部、1-2、2-1の一部、2-3、3-1の一部、4-1の一部、5-1の一部
筋生野	
43号梅ヶ谷	1-1、1-5の一部、1-6の一部、1-7、1-8の一部、1-9、2の一部、3-1の一部、3-2の一部、4の一部
105号西	120-1の一部、120-2の一部、130の一部、131-1の一部、140の一部、141-1の一部、147の一部、148の一部、149、150、151、152の一部、153の一部、154の一部
109号堂ヶ谷	1-1の一部、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9の一部、1-10の一部、1-11、1-12

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年2月18日に大野市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月4日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
大野市
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図データ修正）
- 3 作業の期間
令和6年7月12日から令和7年2月18日まで
- 4 作業の地域
大野市（中部縦貫自動車道周辺）